

全国厚生労働関係部局長会議
年金局 説明資料

平成24年1月19日(木)

目次

1. 年金制度改革について	1
・ 社会保障・税一体改革	2
・ 基礎年金国庫負担	6
・ 平成24年度の年金額	7
・ 第3号不整合記録問題への対応	8
・ 参考資料	9
2. 年金事業運営について	23
・ 国民年金保険料の収納への協力について	24
・ 税制改正(扶養控除廃止)に伴う国民年金保険料免除基準等の改正について	26
・ ねんきんネットについて	28
3. 社会保険病院及び厚生年金病院について	37

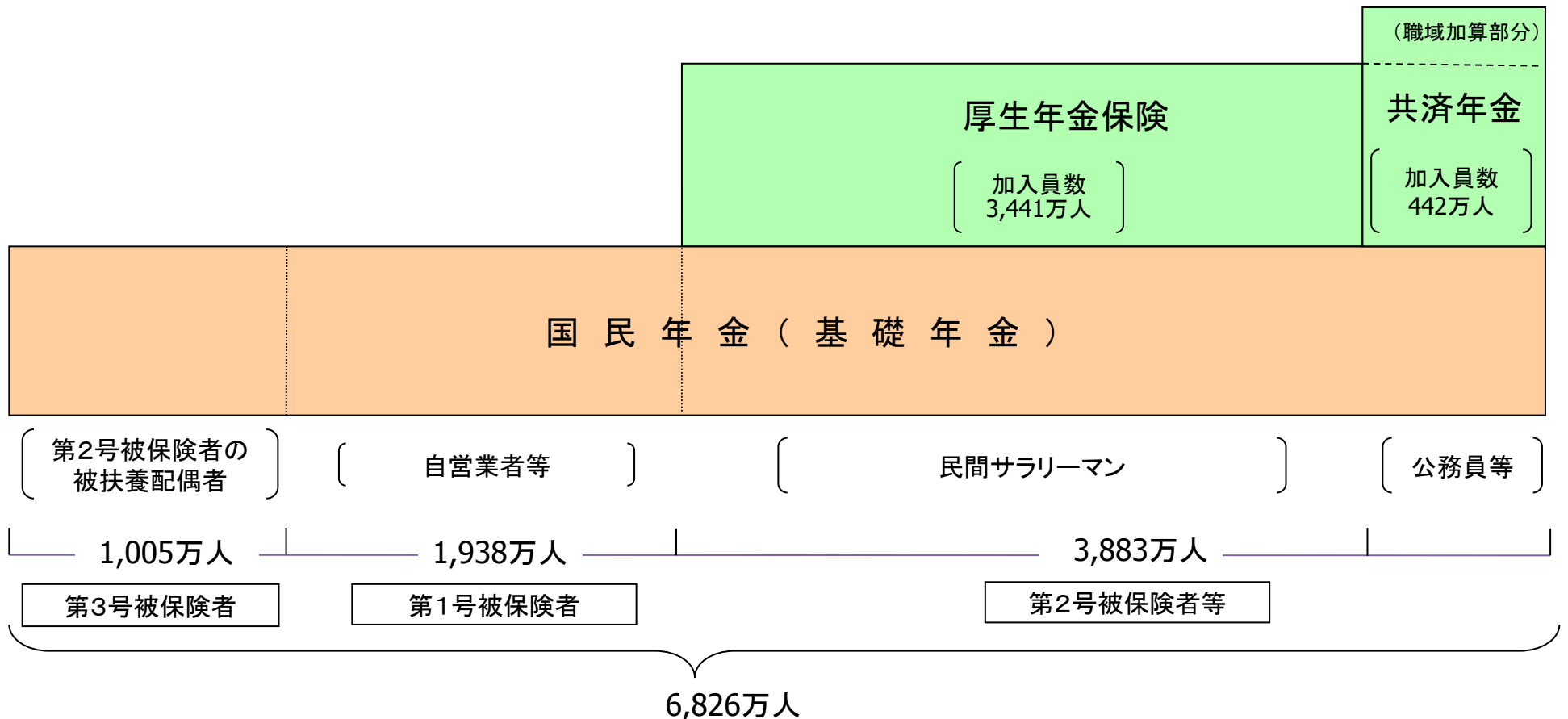
年金局 説明資料 (年金制度改革について)

年金局長 榮畑 潤

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）

（数値は平成23年12月）



※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。）。

第1号被保険者

第2号被保険者

第3号被保険者

- 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等
 - 保険料は定額
 - ・平成23年4月現在 月15,020円
 - ・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定
- ※ 毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。

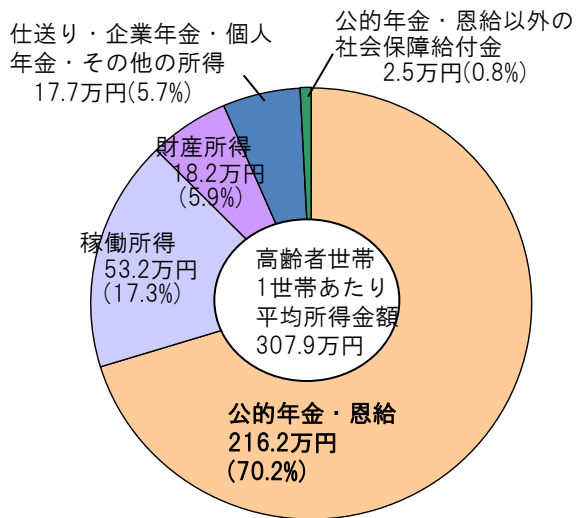
- 民間サラリーマン、公務員
- 保険料は報酬額に比例(厚生年金)
 - ・平成23年9月現在 16.412%
 - ・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定
- 労使折半で保険料を負担

- 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者
- 被保険者本人は負担を要しない
- 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担

- 被保険者数(公的年金制度全体) 6,826万人(平成22年度末)
 - 受給権者数(公的年金制度全体) 3,796万人(平成22年度末)
 - 国民年金保険料 15,020円(平成23年度)
 - ※ 保険料納付率:59.3%(平成22年度)
 - 厚生年金保険料率 16.412%(平成23年9月分～平成24年8月分)
 - 年金額
 - 老齢基礎年金 月65,741円(平成23年度)
 - ※ 平均額:月5.5万円(平成22年度)
 - 老齢厚生年金 月231,648円(平成23年度・夫婦2人分の標準的な額)
 - ※ 1人あたり平均額:月16.2万円(基礎年金を含む)(平成22年度)
 - 保険料収入(公的年金制度全体) 32.2兆円(平成23年度当初予算ベース)
 - 国庫負担額(公的年金制度全体) 11.5兆円(平成23年度当初予算ベース)
 - 給付費(公的年金制度全体) 51.9兆円(平成23年度当初予算ベース)
 - 積立金(国民年金・厚生年金) 121.9兆円(平成22年度末、時価ベース)
- (参考) GPIFが市場で管理・運用する積立金の額
108.9兆円(平成23年度第2四半期)

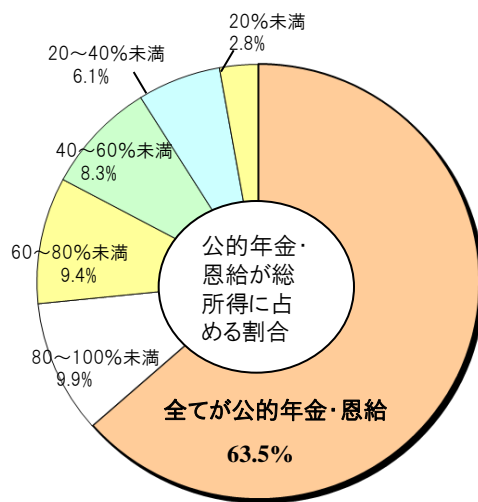
年金の役割

年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成22年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

6割の高齡者世帯が年金収入だけで生活



(資料)平成21年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

地域経済を支える役割(家計消費の2割が年金の地域も)

(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
島根県(28.6%)	17.8%	23.7%
高知県(27.8%)	17.4%	20.4%
愛媛県(25.6%)	16.0%	21.0%
鳥取県(25.5%)	15.7%	20.0%
長崎県(25.2%)	15.6%	21.0%
山口県(26.9%)	15.2%	23.4%
秋田県(28.4%)	15.1%	18.7%

高齢化率:総務省「人口推計」(平成20年10月1日現在)
都道府県別年金総額:厚生労働省年金局事業企画課調査室提供(平成20年度)
県民所得・家計最終消費支出:内閣府「県民経済計算」(平成20年度)

最近の動き

① 社会保障・税一体改革について

○ 平成24年1月6日に政府・与党社会保障改革本部において、社会保障・税一体改革素案が取りまとめられた。

- ・ 新年金制度について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成25年の国会に法案を提出する。
- ・ 現行制度の改善について、新しい年金制度が創設され、移行されるまでの間、年金改革の目指すべき方向性に沿って進める。具体的内容は以下の通り。

・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化 ・物価スライド特例分の解消	}	平成24年通常国会に法案を提出する。
・最低保障機能の強化 ・高所得者の年金給付の見直し ・産休期間中の保険料負担免除 ・短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大 ・被用者年金一元化		平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。
・第3号被保険者制度の見直し ・マクロ経済スライドの検討 ・在職老齢年金の見直し ・標準報酬上限の見直し	}	引き続き検討する。
・支給開始年齢引き上げ ・業務運営の効率化		→ 中長期的な観点から引き続き検討する。 → 適切に対処していく

※詳細についてはP9～P11参照。

② 基礎年金国庫負担

- 基礎年金の給付のための費用は、現役世代が納める保険料のほか、国庫負担（一般税財源）によってまかなわれている（基礎年金国庫負担）。
- 平成16年の年金制度改正において、少子高齢化を見据え、年金制度の持続可能性を確保するため、
 - ① 所要の安定財源を確保する税制抜本改革を行った上で、基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げ
 - ② 保険料の上限を固定した上での保険料の引上げ
 - ③ 積立金の活用
 - ④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組みの導入（マクロ経済スライド）といった見直しを実施し新たな年金財政のフレームワークを構築した。……………（詳細はP12）
- ①については、実際には、平成19年度にかけて、基礎年金国庫負担割合を従来の3分の1から段階的に36.5%に引き上げ、平成21年～23年度にかけては臨時財源を確保して2分の1を実現した。……………（P13）
- 平成24年度は、税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される「年金交付国債」によって2分の1を確保することを、平成23年末に財務・厚生労働両大臣で合意した。平成24年通常国会に必要な法案を提出する予定。……………（P14）
- 基礎年金国庫負担2分の1を恒久化して、公的年金制度を長期的・安定的に運営するためにも、税制抜本改革を成し遂げて安定財源を確保することが喫緊の課題となっている。……………（P15）

③ 平成24年度の年金額

- 平成24年度の年金額改定は、通常物価スライドに加えて、年金額の特例水準を解消するための措置を行う方針。…………… (P16)

【通常物価スライドによる措置(平成24年4月改定)】

- 平成24年度の年金額は、平成23年の物価が下落の見込みであることから、平成23年度に比べて0.3%程度引下げの予定(平成24年4月分(6月支払い)から実施)。

※ 平成24年度の年金額は、平成22年平均の消費者物価指数に対する平成23年平均の消費者物価指数の比率等を基準として、平成23年度末に定める政令によって改定する予定。

【特例水準の解消(平成24年10月改定)】

- 平成11～13年に物価が下落した際、本来であれば、平成12～14年度の年金額は、3年間の累計で1.7%の引下げとなるところ、当時の厳しい社会経済情勢の下における年金受給者の生活の状況等にかんがみ、特例的に年金額を据え置く措置を講じた。…………… (P17)

- その後、賃金・物価の下落傾向が続いていることにより、本来水準と特例水準との差は縮まらず、平成23年度現在、両者の差は2.5%に拡大している。…………… (P18)

- この差2.5%分を3年間で解消するため、平成24年10月分(12月支払い)から年金額をさらに0.9%引き下げる方針(平成24年通常国会に、必要な法案を提出予定)。

④ 第3号不整合記録問題への対応

【第3号不整合記録問題の概要】 (P19)

- 年金制度においては、20歳から60歳のすべての方が、第1号・第2号・第3号のいずれかの被保険者となる。このうち、サラリーマンの被扶養配偶者(専業主婦等)は、保険料を納める必要のない第3号被保険者となる。
- ただし、こうした方は、配偶者(夫)が脱サラして自営業になったときなど、第3号被保険者ではなくなった場合には、届出を行った上で、第1号被保険者として自分で保険料を納める義務が生じる。
- しかしながら、過去にこの必要な届出を行わなかったために、実態は第1号被保険者になったのにもかかわらず、年金記録上は第3号被保険者のままとされている期間(不整合期間)を有する方が多数存在しているという問題が判明。

【第3号不整合記録問題への対応】 (P20)

- 昨年11月22日に、第3号不整合記録問題に対処するための法案(主婦年金追納法案)を前臨時国会に提出し、現在継続審議となっている。法案の早期成立を目指す。

※ 主婦年金追納法案の主な内容

- ・ 不整合期間の老齢基礎年金の受給資格期間への算入を可能にし、無年金となることを避けること
- ・ 本人の希望により、不整合期間に係る保険料を納付することを可能とすること(3年間の時限措置)等

社会保障・税一体改革素案(年金部分抜粋) (平成24年1月6日)

第3章 具体的改革内容(改革項目と工程)

4. 年金

I 新しい年金制度の創設

○「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組む。

<所得比例年金(社会保険方式)>

- 職種を問わずすべての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付。
- 保険料は15%程度(老齢年金に係る部分)。
- 納付した保険料を記録し積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出。

<最低保障年金(税財源)>

- 最低保障年金の満額は7万円(現在価額)。
- 生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額はゼロ。
- すべての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度。

★ 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成25年の国会に法案を提出する。

II 現行制度の改善

○ 新しい年金制度の創設までには、一定の時間を要する。また、新しい年金制度の創設を行っても、新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるには相当の期間が必要であり、その間は新制度と旧制度の両方から年金が支給されることとなる。このため、新しい年金制度の方向性に沿って、現行制度の改善を図る。

(1) 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化

- 年金財政の持続可能性の確保のため、税制抜本改革により確保される安定財源により、基礎年金国庫負担2分の1を恒久化する。
- ★ 消費税引上げ後に消費税財源による国庫負担2分の1を恒久化する。
- ★ 平成24年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算(36.5%)と「年金交付国債」(仮称)により2分の1を確保することとし、必要な法案を平成24年通常国会に提出する。
- (注)「年金交付国債」(仮称)の償還は、消費税引上げ後に消費税収により行う。
- ★ 平成25年度から消費税引上げまでの間の取扱いは引き続き検討する。

(2) 最低保障機能の強化

- 年金制度の最低保障機能の強化を図り、高齢者等の生活の安定を図るため、以下の改革を行う。
- i 低所得者への加算
低所得者に重点を置いた、老齢基礎年金額に対する一定の加算を行う。その際、保険料納付のインセンティブを阻害しないよう検討する。
- ii 障害基礎年金等への加算
老齢基礎年金の低所得者に対する加算との均衡を考慮し、障害者等の所得保障の観点から障害・遺族基礎年金についても、一定の加算を行う。
- iii 受給資格期間の短縮
無年金となっている者に対して、納付した保険料に応じた年金を受給できるようにし、また、将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、受給資格期間を、現在の25年から10年に短縮する。
- ★ 消費税引上げ年度から実施する。
- ★ 具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(3) 高所得者の年金給付の見直し

○ (2)の最低保障機能の強化策の検討と併せて、高所得者の老齢基礎年金について、その一部(国庫負担相当額まで)を調整する制度を創設する。

☆ 最低保障機能の強化と併せて実施する。

☆ 具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(4) 物価スライド特例分の解消

○ かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、早急に計画的な解消を図る。今の受給者の年金額を本来の水準に引き下げること、年金財政の負担を軽減し、現役世代(将来の受給者)の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図るものとする。

☆ 平成24年度から平成26年度の3年間で解消し、平成24年度は10月から実施する。

☆ 平成24年通常国会に法案を提出する。

(5) 産休期間中の保険料負担免除

○ 次世代育成の観点から、厚生年金の被保険者について、育児休業期間に加え、産前・産後休業期間中も、同様に年金保険料は免除し、将来の年金給付には反映させる措置を行う。

☆ 子ども・子育て支援施策という位置付けで、早期に実施する。

☆ 平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(6) 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

○ 働き方に中立的な制度を目指し、かつ、現在国民年金に加入している非正規雇用者の将来の年金権を確立するため、厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者について、厚生年金の適用を拡大する。

3. (2)の被用者保険への適用拡大と併せて実施する。

☆ 厚生年金の適用対象となる者の具体的範囲、短時間労働者が多く就業する企業への影響に対する配慮等の具体的制度設計について、適用拡大が労働者に与える効果や雇用への影響にも留意しつつ、実施時期も含め検討する。平成24年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

☆ 第3号被保険者制度の見直し、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。

(7) 被用者年金一元化

○ 被用者年金制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化する。

○ 公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする。

(注) 企業年金を実施している事業所数は、厚生労働省「平成20年就労条件総合調査」から推計すると37.5%となり(厚生労働省年金局資料による)、すべての企業に企業年金があるわけではない。

☆ 平成19年法案をベースに、一元化の具体的内容について検討する。関係省庁間で調整の上、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(8) 第3号被保険者制度の見直し

○ 第3号被保険者制度に関しては、国民の間に多様な意見がなおあることを踏まえ、不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性(2分2乗)を踏まえつつ、引き続き検討する。

☆ 短時間労働者への厚生年金の適用拡大、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。

(9) マクロ経済スライドの検討

○ デフレ経済下においては、現行のマクロ経済スライドの方法による年金財政安定化策は機能を発揮できないことを踏まえ、世代間公平の確保及び年金財政の安定化の観点から、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討する。

☆ マクロ経済スライドの適用については、(4)による物価スライド特例分の解消の状況も踏まえながら、引き続き検討する。

(10) 在職老齢年金の見直し

○ 就労意欲を抑制しているのではないかとの指摘がある60歳代前半の者に係る在職老齢年金制度について、調整を行う限度額を引き上げる見直しを引き続き検討する。

★ 就労抑制効果についてより慎重に分析を進めながら、引き続き検討する。

(11) 標準報酬上限の見直し

○ 高所得者について、負担能力に応じてより適切な負担を求めていく観点に立ち、厚生年金の標準報酬の上限について、健康保険制度を参考に見直すことなどを引き続き検討する。

★ 平均標準報酬の動向等を踏まえながら、引き続き検討する。

(12) 支給開始年齢引上げの検討

○ 世界最高水準の長寿国である日本において、現在進行している支給開始年齢の引上げ(注)との関係や高齢者雇用の進展の動向等に留意しつつ、中長期的課題として、支給開始年齢の在り方について検討する。

(注) 現行の引上げスケジュールは、男性2025年まで、女性2030年まで。

★ 将来的な課題として、中長期的に検討する(平成24年通常国会への法案提出は行わない)。

(13) 業務運営の効率化

○ 現行の年金制度の改善及び新しい年金制度を検討するに際しては、年金制度を運用するための業務処理体制やシステムに関する現在の課題にも適切に対処していくことが必要であり、業務運営やシステムを改善する。

○ また、国民年金保険料の納付率の向上を図るため、未納者の属性に応じ、保険料免除の勧奨や強制徴収の強化など、収納対策を一層徹底する。

(14) その他

○ 遺族基礎年金については、母子家庭には支給される一方で父子家庭には支給されないという男女差を解消すべき、支給要件の判定基準を適正化すべきなどの指摘があることに鑑み、具体的な法的措置について検討する。

○ 上記の一体改革による取組を推進しつつ、保険料の事務費への充当の解消を実現するための財源の確保策や過去繰り延べられて未返済となっている年金の国庫負担分の返済に必要となる財源の確保策について引き続き検討する。

(注) 年金保険料の事務費への充当は、平成23年度予算では1,945億円。

○ 歳入庁の創設による、税と社会保険料を徴収する体制の構築について直ちに本格的な作業に着手する。

平成16年の年金制度改正で導入された年金財政フレームワーク

- 平成16年の年金制度改正においては、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたり、年金制度を持続的で安心できるものとするため、給付と負担の両面にわたる見直しを実施し、新たな年金財政のフレームワークを構築した。

① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。（保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記）

- ・厚生年金：18.30%（労使折半）（平成16年10月から毎年0.354%引上げ）
- ・国民年金：16,900円（平成17年4月から毎年280円引上げ） ※平成16年度価格

※現在の保険料：厚生年金16.412%（平成23年9月～） 国民年金15,020円（平成23年4月～）

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組みの導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

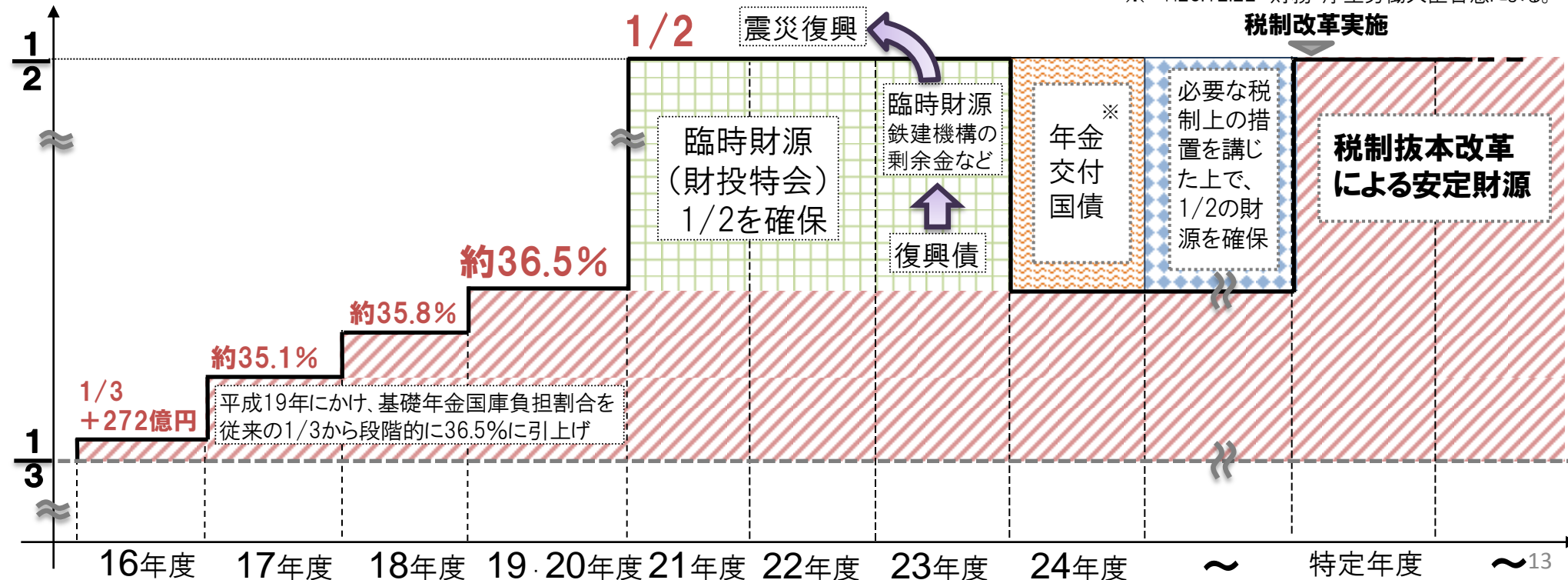
※標準的な年金給付水準の現役サラリーマン世帯の平均所得に対する割合（所得代替率）

62.3%（2009年度） → 50.1%（2038年度以降） ※平成21年財政検証結果

平成16年度以降の基礎年金国庫負担割合

- 19年度にかけて基礎年金国庫負担割合を、従来の「1/3」から段階的に「36.5%」に引き上げ。
- 21年度・22年度は、臨時財源（財政投融资特別会計の剰余金）を確保し、「1/2」を実現。
- 23年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など）を確保し、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用された。一方で、第3次補正予算案では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 24年度は、「平成24年度以降の基礎年金国庫負担の取扱い等について」（H23.12.22財務・厚生労働大臣合意）において税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される年金交付国債により「1/2」を維持するとしている。
- 25年度から税制抜本改革実施までの年度は、必要な税制上の措置を講じた上で「1/2」を維持するよう、法制上・財政上の措置を講ずるものとしている。
- 税制抜本改革の実施によって安定財源が確保された年度以降は、恒久的に国庫負担「1/2」を実現。

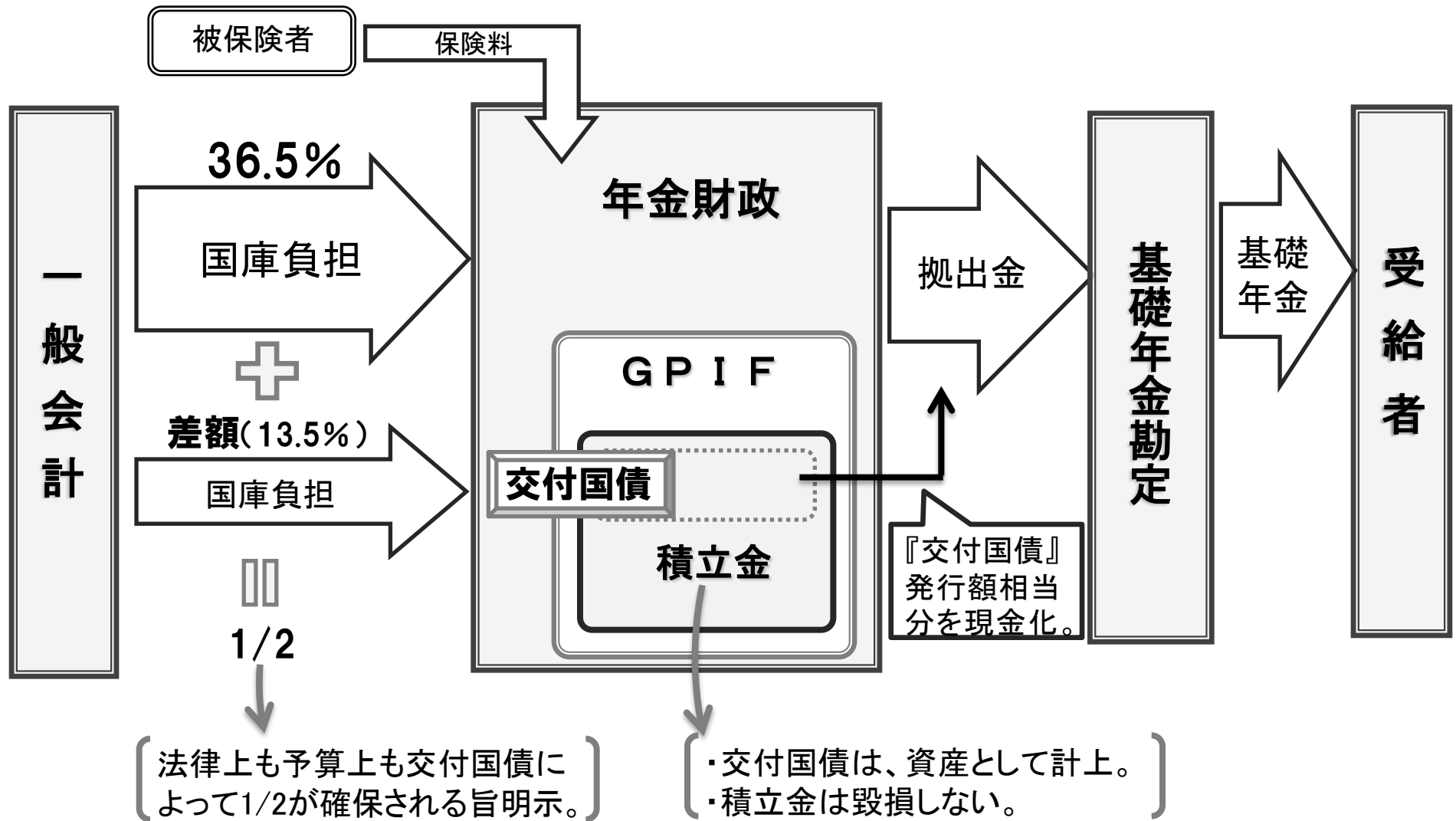
※ H23.12.22 財務・厚生労働大臣合意による。



平成24年度以降の基礎年金国庫負担の取扱い等について(財務大臣・厚生労働大臣合意)

1. 平成24年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算(36.5%分)と税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される「年金交付国債」(仮称。以下同じ。)により2分の1を確保するものとし、このことを法律上・予算上明確にする。
2. 平成24年度の年金差額分の国庫負担を行うための「年金交付国債」については、具体的には、以下による。
 - ① 政府は、平成24年度の年金差額分と運用収入相当額(譲渡可能な国債での運用により得られる収益と同等になるよう算定)とを合算した額の「年金交付国債」を発行する。
 - ② 「年金交付国債」の具体的な償還スケジュール等は、税制抜本改革の具体案の決定を受けて、決定する。
 - ③ 「年金交付国債」の償還財源には、税制抜本改革により確保される財源(消費税込)を充てる。償還は、税制抜本改革の実施後において、毎年度、予め定める一定額を限り行うことができるものとし、政府は、償還の請求を受けた場合は、速やかに償還に応じるものとする。
 - ④ 年金財政の安定的な運営に著しい支障が生じるおそれがある場合など、財務・厚生労働両大臣が協議の上で特に必要と認めるときは、予算で定めるところにより、③で定める毎年度の上限額を超えて「年金交付国債」を償還することができるものとする。
3. 平成25年度から税制抜本改革により安定財源を確保するまでの間の年金差額分の取扱いは、現行法の「必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずる」との規定に沿って、引き続き検討する。
4. 過去繰り延べられて未返済となっている年金の国庫負担分の返済に必要な財源の確保策について、引き続き検討する。

年金交付国債と基礎年金国庫負担1/2の仕組み



平成24年度の年金額について

平成24年4月からの年金額(通常物価スライドの実施)

- 平成24年度の年金額は、平成23年の物価が下落の見込みであることから、平成23年度に比べて0.3%程度引下げの予定(平成24年4月分(6月支払い)から実施)。

※ 平成24年度の年金額は、平成22年平均の消費者物価指数に対する平成23年平均の消費者物価指数の比率等を基準として、平成23年度末に定める政令によって改定する予定。

平成24年10月からの年金額(特例水準の解消)

- 特例水準2.5%分を3年間で解消するため、平成24年10月分から年金額をさらに0.9%引き下げる方針(平成24年通常国会に、必要な法案を提出予定)。

(参考) 社会保障・税一体改革素案(平成24年1月6日)

(4) 物価スライド特例分の解消

- かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、早急に計画的な解消。今の受給者の年金額を本来の水準に引き下げること、年金財政の負担を軽減し、現役世代(将来の受給者)の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図るものとする。

☆ 平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年度は10月から実施する。

☆ 平成24年通常国会に法案を提出する。

物価下落時に年金額を減額しなかったことの影響について①

(1) 特例水準の設定について

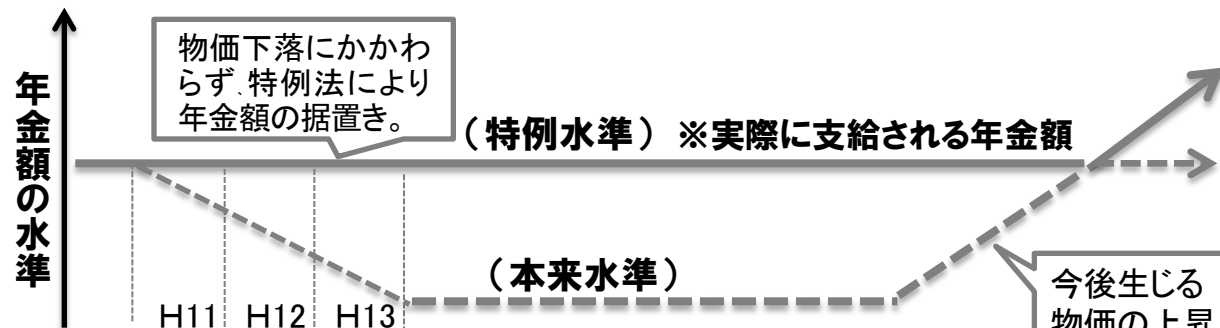
<物価スライド特例措置>

- 平成11～13年に物価が下落した際、本来であれば、平成12～14年度の年金額は、3年間の累計で1.7%の引下げとなること、当時の厳しい社会経済情勢の下における年金受給者の生活の状況等にかんがみ、特例的に年金額を据え置く措置を講じた。(次ページ参照)

<物価スライド特例措置の解消>

- この特例措置により、実際に支払われる年金額は、本来より高い水準となったため、平成16年改正において、この特例水準の年金額を解消するための措置が講じられた。

具体的には、賃金・物価が上昇する局面において、法律上本来想定している年金額(本来水準)は、一定の調整は行いつつ引き上げる一方、特例水準の年金額は据え置くこととした。これによって、賃金・物価の上昇に伴い、本来水準が特例水準の年金額を上回ることとなれば、それ以降、本来水準の年金額を実際に支払うという方法により、特例水準を解消することとした。



- ・物価が上昇しても特例水準の年金額は据置き。
- ・物価が下落した場合は、特例水準の年金額を引下げ。

↓
物価の上昇により、本来水準が特例水準を上回れば、年金額は本来水準に復帰し、上回った分だけ年金額が引き上げられる。

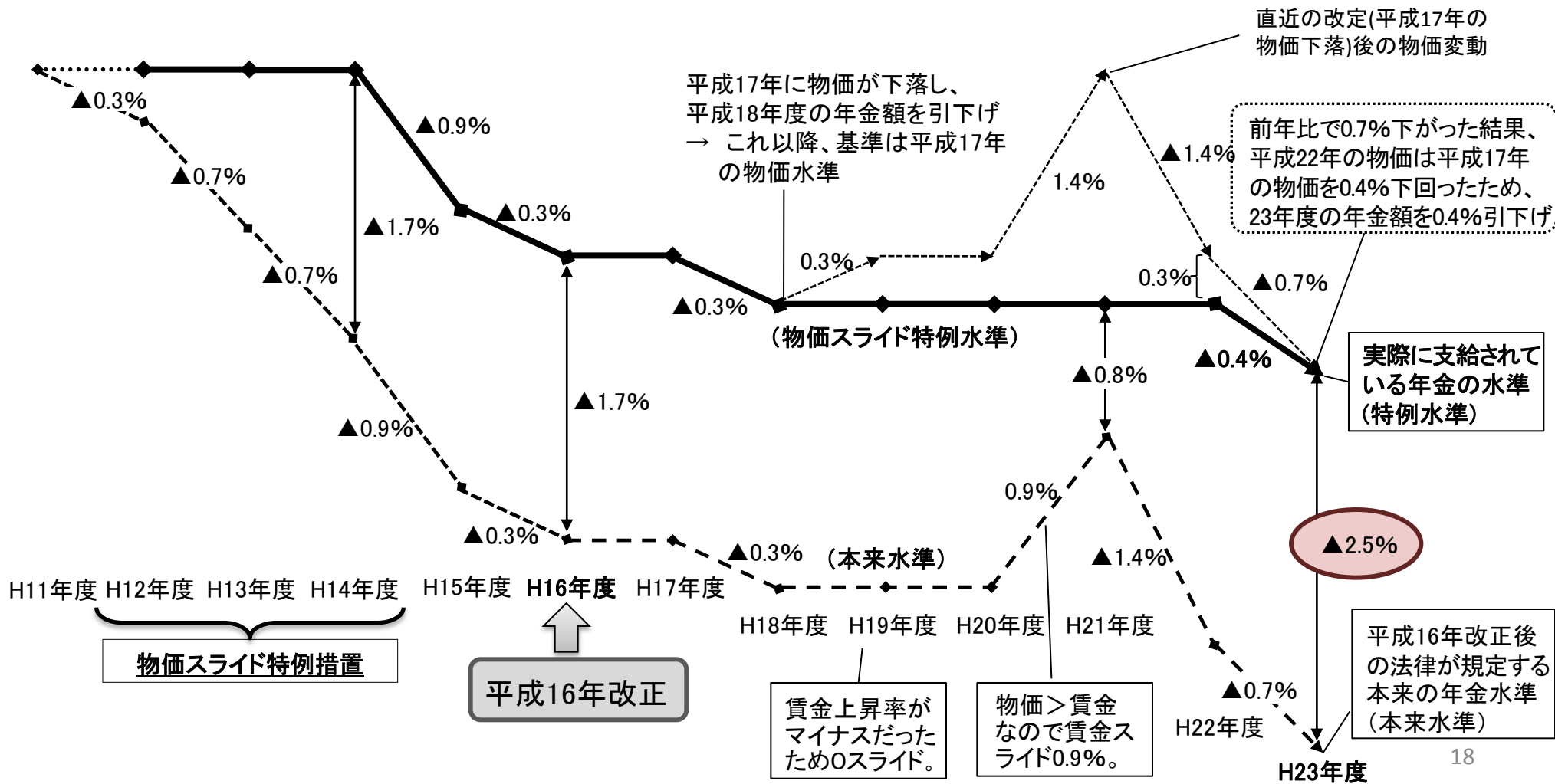
<平成16年改正後の状況>

- 平成16年改正において、上記のとおり、賃金・物価の上昇に伴って特例水準を解消する措置を講じたものの、その後、賃金・物価の下落傾向が続いていることにより、本来水準と特例水準との差は縮まらず、平成23年度現在、両者の差は2.5%に拡大している。

物価下落時に年金額を減額しなかったことの影響について②

(2) 特例水準とスライドの自動調整との関係

- 現行のスライドの自動調整は、本来水準が特例水準を上回ってから適用することとされており、現在まで、一度も発動したことはない。平成23年度現在、本来水準と特例水準の差は、2.5%に拡大している。



第3号被保険者記録不整合問題の概要

- 年金制度においては、20歳から60歳のすべての方が、第1号・第2号・第3号のいずれかの被保険者となる。このうち、サラリーマンの被扶養配偶者(専業主婦)は、保険料を納める必要のない第3号被保険者となる(下図)。
- ただし、こうした方は、配偶者(夫)が脱サラして自営業になったときなど、第3号被保険者ではなくなった場合には、届出を行った上で、第1号被保険者として自分で保険料を納める義務が生じる。
- しかしながら、過去にこの必要な届出を行わなかったために、実態は第1号被保険者になったにもかかわらず、年金記録上は第3号被保険者のままとされている期間(不整合期間)を有する方が多数存在しているという問題が判明。早急な解決を求められている。

(参考1) 厚生労働省の粗い推計によると、不整合期間を有し年金額に影響があると考えられる年金受給者は、5.3万人

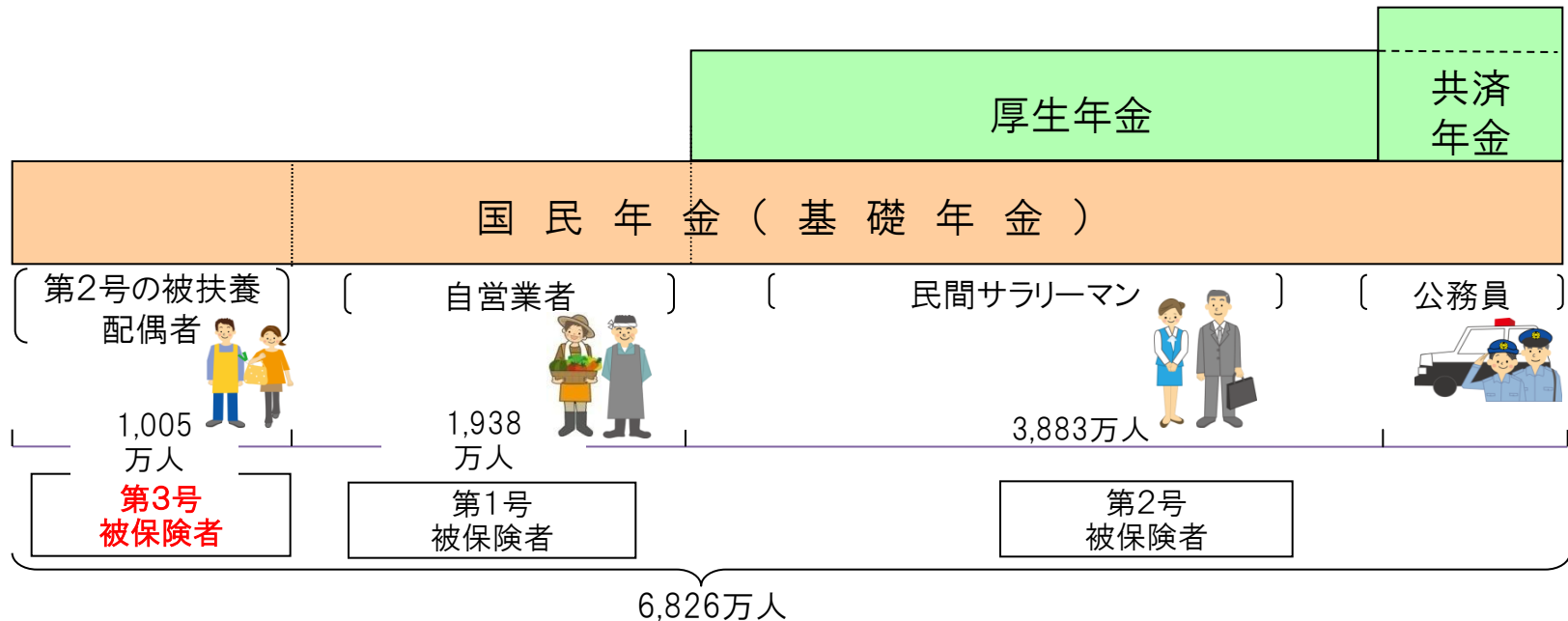
※ これらの者の平均不整合期間は、6.8月 [年金額換算：約900円/月]

不整合期間を有し年金額に影響があると考えられる被保険者は、42.2万人

過去に不整合期間を訂正し、正しい年金額となっている年金受給者は、50.3万人

※ 年金受給開始前に記録が訂正されたため、不整合記録に基づく年金を受給したことがないのが一般的

(参考2) 上記5.3万人の有する不整合記録の約8割が第3号被保険者制度創設(昭和61年)からの12年間に発生しているものと推計。



国民年金法の一部を改正する法律案（主婦年金追納法案）の骨子

<趣旨>

国民年金の「第3号被保険者記録不整合問題」に対処するため、不整合期間について、老齢基礎年金の受給資格期間に算入することができる期間とするほか、本人の希望により当該不整合期間に係る保険料を納付することを可能とすることに加え、現に年金を受給している者への配慮措置を講じる。

※ 不整合期間とは、第3号被保険者として記録されていた期間のうち、その後、第1号被保険者期間に記録が訂正された期間であって、訂正時に保険料の徴収時効が成立しているものをいう。

1. 不整合期間の受給資格期間への算入

- 過去に記録訂正された人も、これから記録訂正される人も、年金の受給資格期間(25年)に算入することにより、不整合期間が判明することで、無年金となってしまうことを避けることができる。

2. 不整合期間に係る保険料の特例追納（3年間の時限措置）

- 過去に記録訂正された人も、これから記録訂正される人も、過去10年間にある不整合期間(60歳以上の人は、50歳から60歳であった期間)について、保険料の追納ができるようになる。

3. 不整合期間に基づく老齢基礎年金を受給している者への配慮措置

- 現に老齢年金を受給している者については、特例追納の納付期限日以降、
 - ・ これから支給する分の年金額を追納状況に応じた年金額まで減額する。
 - ・ ただし、減額は、現に受給していた年金額の10%を上限とする。
- ただし、いわゆる「運用3号」通知により裁定を受け、現に老齢年金を受給している者については、施行日以降の年金額を、訂正後の記録に基づく年金額まで減額する。

4. 障害年金又は遺族年金を受給している者の受給権の維持

- 現に障害年金又は遺族年金を受給している者の年金について、受給権を維持するための措置を講ずる。

5. 記録の不整合の再発防止策

- 第3号被保険者でなくなった旨の情報を、事業主経由で、日本年金機構が入手できるようにする。

国民年金法の一部を改正する法律案(主婦年金追納法案)の基本的な考え方

- 第3号不整合記録問題については、
 - ・ まじめに保険料を納めてきた人などとの「公平」
 - ・ 不整合記録がまだ訂正されていない受給者が、現在受けている年金を生活の貴重な糧として暮らしていることを重視した「生活への配慮」という2つの点について十分に考える必要がある。

「公平」の観点

- ・ 不整合記録がまだ訂正されていない年金受給者については、保険料の追納の機会を設け、今後、支給する老齢基礎年金を保険料の追納分に見合う年金額とする。(追納しなければ、「減額」する。)[ただし、10%を上限。]
- ・ 既に不整合記録を訂正されて、1号期間が未納となっている者にも追納の機会を設ける。

「生活への配慮」の観点

- ・ 不整合期間をカラ期間として無年金を防止する。
- ・ 老齢基礎年金の受給者について、
 - ◇ 追納しない場合の減額を10%以内に止め、
 - ◇ 過払い分の返還は求めない。
- ・ 障害・遺族基礎年金受給者については、追納しなくても将来分の減額をしない。

年金局 説明資料

(年金事業運営について)

年金管理審議官 今別府 敏雄

国民年金保険料の口座振替の周知のお願い

国民年金保険料の納付率

平成22年度の現年度分納付率 → 59.3% (対前年度比△0.7ポイント)

※平成23年10月末現在の現年度分納付率 → 56.0% (対前年同期比+0.1%)

国民年金保険料の口座振替による納付の利用状況

平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
40% / 599万人	38% / 562万人	36% / 527万人	36% / 500万人

(口座振替利用率 / 利用者数)

日本年金機構では

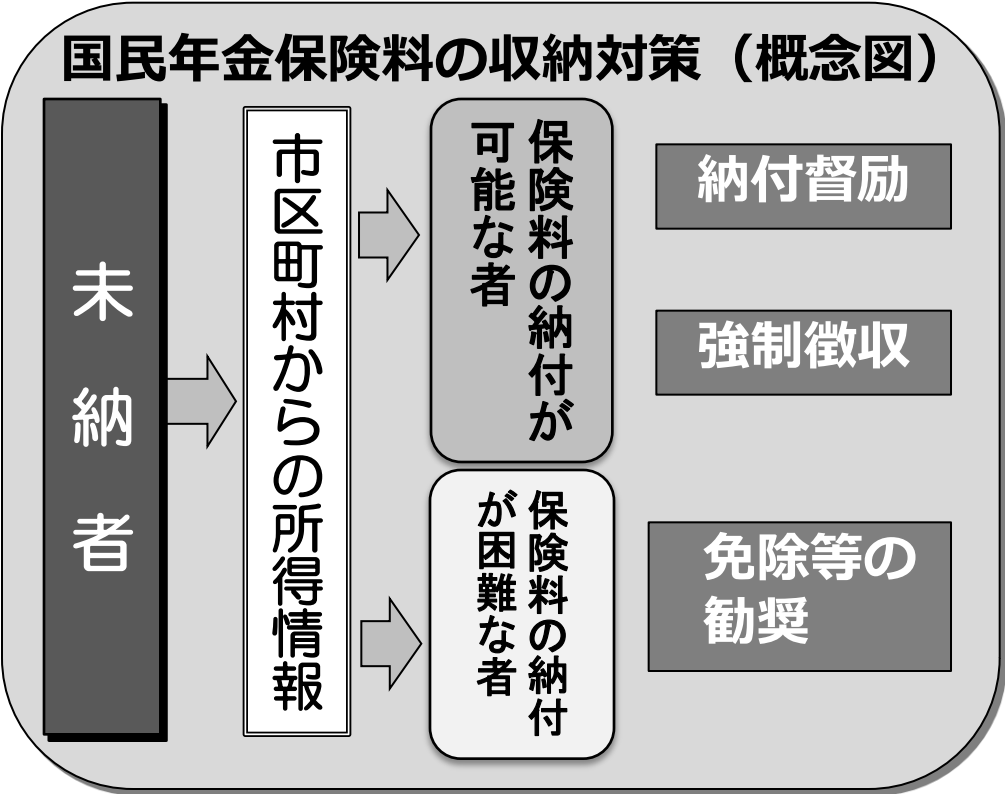
- 口座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールの送付
- 納付督促事業受託事業者からの電話等による勧奨
- 金融機関・ハローワーク等窓口にて、口座振替申出書やリーフレットの備え付けなどにより、口座振替の利用を促進



★市区町村の窓口等におきましても、国民年金保険料の口座振替による納付の周知と勧奨にご協力ください！

※なお、市区町村が口座振替の勧奨をした場合は、事務取扱交付金が支払われます。

市区町村からの所得情報提供のお願い



【所得情報の提供状況(内訳)】

	平成23年11月末	
	市区町村数	割合 (%)
提供市区町村	1,735	99.6%
磁気媒体	1,606	92.6%
紙媒体 (閲覧含)	129	(7.4%)
提供の目途が 立っていない 市区町村	7	(0.4%)
市区町村計	1,742	—

★対象者の特性に合った収納対策の実施には、市区町村からの所得情報の提供が不可欠です。

★平成24年度においても、未納者の所得情報について、磁気媒体により複数回にわたり提供していただけるよう、ご協力をお願いします。

税制改正（扶養控除廃止）に伴う 国民年金保険料免除基準等の改正について

平成22年税制改正（扶養控除廃止）の概要

- 年少扶養親族(扶養親族のうち年齢16歳未満の者)に対する扶養控除(38万円)が廃止された。
- 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止され、特定扶養親族から控除対象扶養親族へ移行した。

扶養親族 の年齢	改正前（平成22年分まで適用）		改正後（平成23年分から適用）	
	扶養親族 の区分	扶養控除 の額	控除対象扶養親族 の区分	扶養控除 の額
0歳～16歳未満	扶養親族	38万円	扶養親族（扶養控除対象外）	
16歳～19歳未満	特定扶養親族	63万円	控除対象扶養親族	38万円
19歳～23歳未満			特定扶養親族	63万円
23歳～70歳未満	扶養親族	38万円	控除対象扶養親族	38万円
70歳～	老人扶養親族	48万円	老人扶養親族	48万円

(※) 網掛けは、改正部分。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令の概要

- 平成22年税制改正における16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に伴い、国民年金制度において一部免除に係る保険料の増加や給付の停止等が起こらないよう、所要の改正を行いました。

扶養親族の年齢	扶養親族の区分		政令で定める加算額（注）
	現 行	改正案	
0歳～16歳未満	扶養親族	－	38万円
16歳～19歳未満	特定扶養親族	特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）	63万円
19歳～23歳未満			
23歳～70歳未満	扶養親族	－	38万円
70歳～	老人扶養親族	－	48万円

（※）網掛けは、国民年金関係業務で引き続き必要な部分。

（注）前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて政令で定める額以下であることが要件。

市区町村における事務処理等について

- 扶養親族数のうち、16歳以上19歳未満の内訳は改正後の税制度で必要となる情報ではないことから、当該扶養親族を系統的に把握できるか否かについては、市町村によって取扱いが異なってくるものと考えられます。
- 保険料一部免除の申請及び年金給付の請求に当たり、16歳以上19歳未満の扶養親族数を明らかにする必要があるますが、税情報による確認が行えない場合は、申請者等から扶養親族に関する申立書の提出を求めることとしています（省令改正を予定）。
- 扶養控除等の見直しに伴う、市区町村の免除に関するシステム変更を行った場合は、事務取扱交付金が支払われます。
- 各市区町村において適切な対応をお願いします。

「ねんきんネット」(日本年金機構)サービスのポイント

年金記録の確認

- ① いつでも、最新の年金記録が確認可能
- ② 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易な表示
- ③ 持ち主のわからない記録の検索
 - ・ 国民年金記録のうち、誤りの可能性のある死亡者の記録
 - ・ 未統合記録5,000万件(平成24年度実施予定)

サービス向上

- ① 年金見込額試算を行い、各種試算条件での比較が可能
- ② 「ねんきん定期便」や「振込通知書」等を電子メールでお知らせ(平成24年4月以降予定)

※「ねんきんネット」は平成23年2月から日本年金機構がHPでサービス提供を開始。

「ねんきんネット」表示画面イメージ

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和63年度	38歳	未加	未加	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成元年度	39歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成2年度	40歳	重複	重複	重複	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成3年度	41歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成4年度	42歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成5年度	43歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成6年度	44歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年

※ 「各月の年金記録」の表示は、国民年金・厚生年金・船員保険に加入していた月を表示しています。

クリックすると
詳細を表示します。

「ねんきんネット」によって記録を回復されたお客様の事例:(沖縄県のA子さん、61歳)

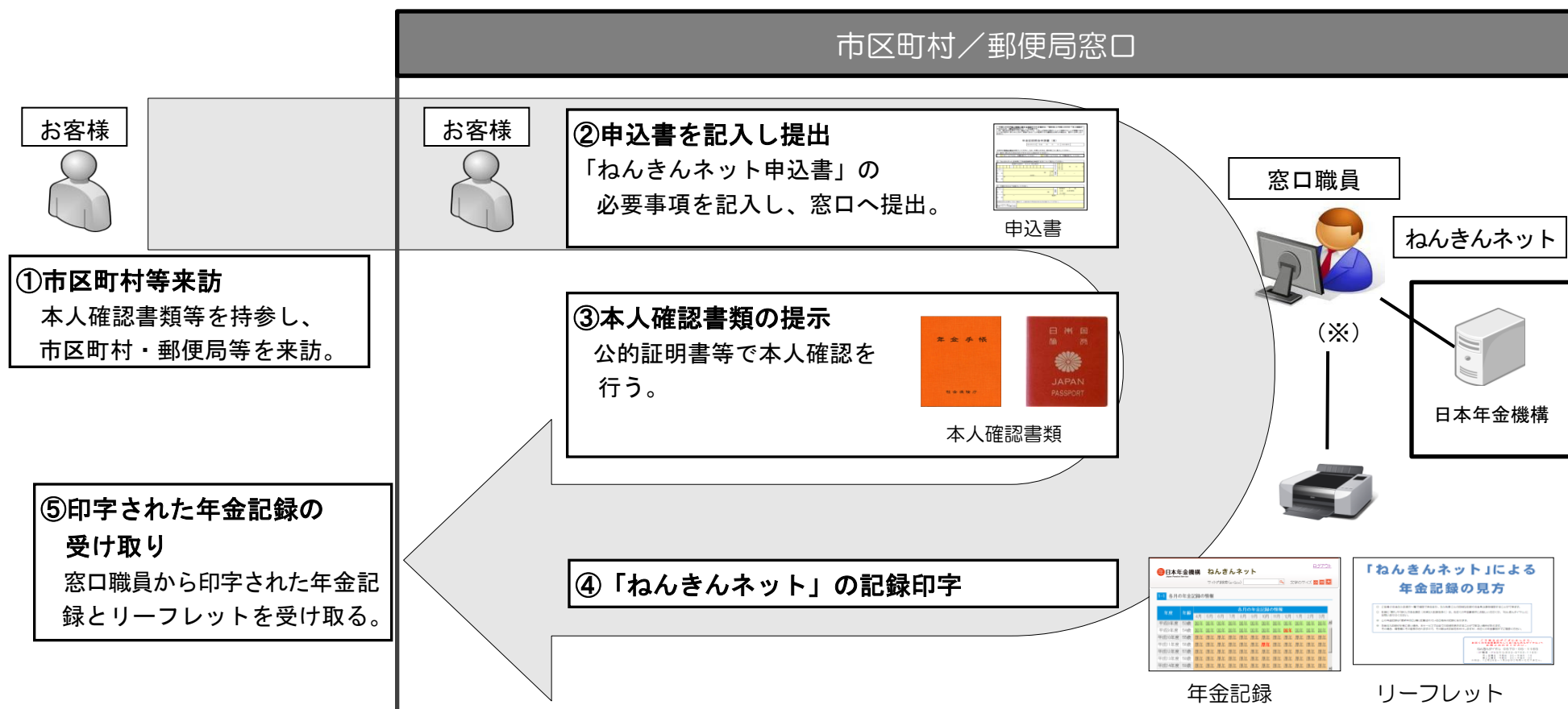
「ねんきんネット」で「未加(年金制度に未加入)」と表示されていたことから、年金事務所を訪問し、2つの厚生年金の記録(旧姓)を発見することができました。

前月の標準報酬月額と比較し、大幅(5等級以上)に標準報酬月額が変動した月が存在します。

厚生年金

対象年月	平成3年10月
お勤め先の会社名称	〇〇株式会社
厚生年金基金	基金加入
標準報酬月額	xxx,xxx円
標準賞与額	---

インターネットが使えない方向けの「ねんきんネット」の年金記録の提供方法



- 現在、453市区町村・204郵便局において当該サービスを実施中。今後、さらに約150市区町村で実施予定。
- プリンターの購入費用等の必要な経費は、国民年金等事務取扱交付金にて措置。
- 平成23年12月より、ねんきんネット情報を国民健康保険の資格喪失処理や退職被保険者要件の確認に活用することが可能。

(※) 市町村情報照会システムで使用している端末を使用。

「ねんきんネット」取扱市区町村一覧(平成24年1月4日現在)

※印の市町村は、東日本大震災の影響によりサービスを停止しております。

都道府県	市区町村数	取扱市区町村
北海道	62	士別市、上川郡東川町、上川郡和寒町、上川郡下川町、上川郡剣淵町、富良野市、上川郡東神楽町、空知郡上富良野町、空知郡中富良野町、空知郡南富良野町、中川郡音威子府村、中川郡美深町、中川郡中川町、名寄市、夕張郡由仁町、虻田郡二セコ町、積丹郡積丹町、寿都郡黒松内町、虻田郡喜茂別町、岩内郡岩内町、虻田郡留寿都村、河東郡音更町、河東郡士幌町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、十勝郡浦幌町、中川郡幕別町、中川郡池田町、足寄郡陸別町、河西郡中札内村、広尾郡広尾町、河西郡更別村、上川郡清水町、紋別郡雄武町、石狩郡当別町、千歳市、滝川市、空知郡奈井江町、雨竜郡北竜町、砂川市、深川市、雨竜郡秩父別町、勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、新冠郡新冠町、上磯郡知内町、瀬棚郡今金町、虻田郡豊浦町、有珠郡壮瞥町、苫前郡苫前町、苫前郡初山別村、留萌郡小平町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、稚内市、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡幌延町
青森県	13	東津軽郡今別町、東津軽郡平内町、東津軽郡蓬田村、八戸市、十和田市、弘前市、南津軽郡田舎館村、黒石市、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、上北郡横浜町、下北郡佐井村
岩手県	9	大船渡市、西磐井郡平泉町、一関市、九戸郡野田村(※)、九戸郡軽米町、二戸市、二戸郡一戸町、花巻市、岩手郡滝沢村
宮城県	7	石巻市、伊具郡丸森町、黒川郡富谷町、加美郡色麻町、遠田郡美里町、遠田郡涌谷町、加美郡加美町
秋田県	7	山本郡三種町、南秋田郡八郎潟町、北秋田市、鹿角市、大館市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡八峰町
山形県	15	村山市、東根市、寒河江市、西村山郡河北町、新庄市、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町、酒田市、東田川郡三川町、山形市、東置賜郡川西町、西置賜郡飯豊町、西置賜郡白鷹町
福島県	9	南会津郡下郷町、河沼郡柳津町、大沼郡金山町、大沼郡会津美里町、南会津郡檜枝岐村、河沼郡会津坂下町、東白川郡矢祭町、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町

都道府県	市区町村数	取扱市区町村
茨城県	12	常総市、桜川市、石岡市、守谷市、水戸市、鹿嶋市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、東茨城郡茨城町、潮来市
栃木県	9	日光市、宇都宮市、鹿沼市、河内郡上三川町、真岡市、芳賀郡茂木町、足利市、下都賀郡野木町、下都賀郡壬生町
群馬県	13	邑楽郡明和町、渋川市、利根郡川場村、沼田市、吾妻郡中之条町、東吾妻町、利根郡片品村、高崎市、甘楽郡甘楽町、藤岡市、安中市、前橋市、伊勢崎市
埼玉県	14	川口市、北足立郡伊奈町、上尾市、春日部市、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡松伏町、志木市、比企郡吉見町、比企郡嵐山町、比企郡鳩山町、東松山市、比企郡滑川町、羽生市、所沢市
新潟県	3	村上市、阿賀野市、糸魚川市
長野県	34	飯田市、下伊那郡根羽村、下伊那郡喬木村、駒ヶ根市、上伊那郡箕輪町、上伊那郡宮田村、伊那市、上伊那郡辰野町、諏訪郡下諏訪町、諏訪市、茅野市、岡谷市、小諸市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、南佐久郡小海町、南佐久郡南牧村、佐久市、東御市、上田市、下高井郡山ノ内町、上水内郡信濃町、飯山市、下高井郡木島平村、下水内郡栄村、中野市、上水内郡小川村、木曾郡上松町、木曾郡木曾町、木曾郡木祖村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村、木曾郡王滝村
千葉県	5	南房総市、安房郡鋸南町、長生郡長柄町、いすみ市、印旛郡酒々井町
東京都	3	中央区、八丈島八丈町、葛飾区
神奈川県	1	三浦郡葉山町
静岡県	19	掛川市、藤枝市、牧之原市、島田市、焼津市、裾野市、沼津市、駿東郡長泉町、富士宮市、富士市、熱海市、伊東市、下田市、伊豆の国市、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡東伊豆町

都道府県	市区町村数	取扱市区町村
岐阜県	12	安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、養老郡養老町、揖斐郡揖斐川町、不破郡垂井町、海津市、揖斐郡大野町、飛騨市、大野郡白川村、瑞浪市、加茂郡東白川村
石川県	4	能美市、羽咋市、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町
愛知県	4	日進市、愛知郡長久手町、北設楽郡設楽町、清須市
大阪府	11	泉佐野市、泉南郡熊取町、茨木市、富田林市、大阪狭山市、藤井寺市、松原市、羽曳野市、南河内郡太子町、南河内郡河南町、柏原市
兵庫県	8	加東市、南あわじ市、洲本市、淡路市、加西市、多可郡多可町、赤穂郡上郡町、神崎郡市川町
奈良県	12	桜井市、宇陀市、磯城郡川西町、磯城郡三宅町、生駒郡平群町、北葛城郡広陵町、葛城市、吉野郡野迫川村、御所市、北葛城郡河合町、吉野郡川上村、吉野郡黒滝村
和歌山県	11	東牟婁郡古座川町、西牟婁郡すさみ町、海南市、有田郡湯浅町、有田郡広川町、有田川町、有田市、伊都郡九度山町、橋本市、岩出市、伊都郡高野町
福井県	2	大飯郡高浜町、大野市
滋賀県	2	高島市、長浜市
鳥取県	5	鳥取市、八頭郡智頭町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町
島根県	9	益田市、江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町、邑智郡邑南町、鹿足郡吉賀町、浜田市、安来市、隠岐郡隠岐の島町、
岡山県	3	和気郡和気町、加賀郡吉備中央町、勝田郡奈義町
広島県	4	大竹市、廿日市市、安芸高田市、庄原市
香川県	8	善通寺市、観音寺市、まんのう町、坂出市、綾川町、香川郡直島町、小豆島町、さぬき市

都道府県	市区町村数	取扱市区町村
愛媛県	10	今治市、越智郡上島町、八幡浜市、南宇和郡愛南町、北宇和郡鬼北町、四国中央市、伊予市、伊予郡砥部町、伊予郡松前町、大洲市
高知県	17	高岡郡檜原町、須崎市、土佐郡土佐町、土佐郡大川村、室戸市、安芸市、南国市、香南市、安芸郡東洋町、安芸郡田野町、安芸郡北川村、長岡郡本山町、香美市、安芸郡奈半利町、安芸郡安田町、安芸郡馬路村、四万十市
徳島県	13	美馬市、板野郡松茂町、板野郡上板町、吉野川市、阿波市、板野郡藍住町、名西郡神山町、海部郡牟岐町、海部郡海陽町、那賀郡那賀町、小松島市、海部郡美波町、阿南市
福岡県	15	大川市、築上郡築上町、京都市みやこ町、糸島市、直方市、田川郡大任町、鞍手郡小竹町、鞍手郡鞍手町、宮若市、古賀市、宗像市、糟屋郡須恵町、糟屋郡粕屋町、糟屋郡志免町、糟屋郡宇美町
佐賀県	3	三養基郡基山町、鳥栖市、嬉野市
長崎県	3	東彼杵郡東彼杵町、東彼杵郡川棚町、島原市
熊本県	13	山鹿市、上益城郡益城町、上益城郡山都町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡南阿蘇村、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、八代市、葦北郡津奈木町、球磨郡あさぎり町、葦北郡芦北町
大分県	5	玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町、豊後高田市、東国東郡姫島村、杵築市
宮崎県	7	西都市、児湯郡高鍋町、児湯郡西米良村、児湯郡川南町、児湯郡新富町、串間市、都城市
鹿児島県	16	大島郡瀬戸内町、大島郡大和村、大島郡伊仙町、大島郡宇検村、西之表市、鹿児島郡三島村、鹿児島郡十島村、熊毛郡中種子町、熊毛郡屋久島町、南九州市、南さつま市、枕崎市、指宿市、垂水市、肝属郡錦江町、鹿屋市
沖縄県	21	中頭郡西原町、沖縄市、うるま市、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡嘉手納町、島尻郡伊平屋村、島尻郡伊是名村、国頭郡今帰仁村、国頭郡宜野座村、那覇市、糸満市、島尻郡南大東村、島尻郡北大東村、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡粟国村、島尻郡渡名喜村、島尻郡南風原町、島尻郡座間味村、宮古島市
計	453	

「ねんきんネット」取扱郵便局一覧(平成24年1月4日現在)

都道府県	局数	取扱郵便局
北海道	10	北斗、北斗北、茂辺地、七重浜、渡島当別、千代田、大野駅前、北斗谷好、久根別、北斗浜分
宮城県	10	白石、越河、斎川、白石駅前、小原、越河駅前、大鷹沢、北白川、白石大平、白石南
埼玉県	9	三郷、三郷彦成、三郷一、三郷高州、三郷戸ヶ崎、みさと団地内、三郷丹後、三郷天王橋通、三郷さつき
新潟県	5	加茂、七谷、加茂駅前、加茂上条、西加茂
長野県	5	箕輪、東箕輪、木下、白馬、神城
東京都	10	小金井前原三、小金井東町、小金井貫井北、小金井緑町、小金井本町、小金井貫井南、小金井、小金井前原五、小金井東二、東小金井駅前
神奈川県	14	大和南林間六、大和柳橋、南大和、南林間駅前、大和桜ヶ丘、中央林間駅前、鶴間駅前、相模大塚駅前、大和上草柳、大和下鶴間、大和中央一、大和つきみ野、大和福田、大和
石川県	15	輪島、門前、劔地、町野、七浦、黒島、三井、南志見、西保、浦上、河原田、輪島昭南町、輪島鳳至、鶴巣、門前道下
愛知県	16	半田土井山、半田亀崎、半田、半田成岩、半田乙川、半田住吉、半田板山、半田平地、半田岩滑、半田協和、半田有楽町、半田花園、半田美原、武豊、富貴、武豊六貫山
大阪府	56	東大阪荒本、東大阪楠根、東大阪小阪本町、東大阪下小阪、東大阪高井田、東大阪長栄寺、東大阪長堂、東大阪長田、東大阪西堤、東大阪小阪北、東大阪御厨、東大阪意岐部、東大阪森河内、東大阪稲田、東大阪足代、東大阪荒川、布施、東大阪永和、東大阪大蓮、東大阪金岡、東大阪金物町、東大阪衣摺、大阪近大前、東大阪三ノ瀬、東大阪渋川、東大阪俊徳五、東大阪太平寺、東大阪友井、東大阪長瀬、東大阪吉田駅前、東大阪岩田、東大阪玉串元町、東大阪中野、東大阪西鴻池、河内、東大阪花園、東大阪菱屋東、東大阪機械団地内、東大阪楠風荘、東大阪吉田、東大阪若江北、東大阪若江南、東大阪加納、東大阪吉田本町、東大阪日下、東大阪上四条、瓢箪山、東大阪池島、東大阪新町、東大阪末広、枚岡、東大阪豊浦、東大阪中石切、東大阪西石切、石切参道、東大阪横小路

都道府県	局数	取扱郵便局
兵庫県	9	加西和泉、在田、加西道山、中野、下里、加西福住、富合、加西北条、加西
岡山県	10	総社、美袋、新本、豪溪、阿曾、服部、常盤、山手、総社秦、清音
香川県	2	五名、福栄
愛媛県	3	満穂、立川、大瀬
高知県	4	川内、神谷、勝賀瀬、天王ニュータウン
徳島県	3	井内、大歩危、出合
鹿児島県	13	鹿児島下荒田四、鹿児島宇宿三、鹿児島荒田一、鹿児島唐湊、鹿児島真砂本町、鹿児島荒田二、鹿児島南郡元、鹿児島紫原一、鹿児島紫原五、鹿児島三和、鹿児島下荒田一、鹿児島県庁内、鹿児島鴨池
沖縄県	10	八重山、沖縄、具志川、嘉手納、中城、読谷、名護、那覇中央、南風原、宮古
合計	204	

年金局 説明資料

(社会保険病院及び厚生年金病院について)

年金管理審議官 今別府 敏雄

社会保険病院等について

1. 地域医療機能推進機構への改組

- 平成23年6月、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)を独立行政法人地域医療機能推進機構へ改組する「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」が成立。

【地域医療機能推進機構の概要】

- 目的: 救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療・介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進に寄与すること。
- 業務: 病院、介護老人保健施設及び看護師養成施設の設置及び運営の業務を行う。
病院等のうち、譲渡後も地域において必要とされる医療機能が確保されるものについては、譲渡することができる(この場合においては、地元地方自治体の意見を聴取)。

※改組時期は、法律の公布の日(平成23年6月24日)から3年以内の政令で定める日。

- 地域医療機能推進機構への改組に向けて、厚生労働省、RFO及び現委託先団体で意見交換を行いながら、必要な検討・準備を進めている。

2. 社会保険病院等の譲渡

- 厚生労働省では社会保険病院等について、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)の設置目的に沿って、地域の医療体制を損なうことのないよう十分配慮し、地方公共団体のご意見を聴きながら、譲渡に向けた取組を進めている。
- 社会保険病院等については、平成22年9月に社会保険浜松病院、平成23年3月に健康保険岡谷塩嶺病院の2病院を譲渡した。また、平成23年12月に厚生労働省で川崎社会保険病院及び健康保険鳴門病院を譲渡対象病院として選定し、RFOに対して譲渡手続を進める旨を指示した。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成23年法律第73号）の概要

- 一 **改正の趣旨** 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「RFO」という。）を、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、病院等の運営等を目的とした組織に改組すること。
- 二 **題名及び名称** 法律の題名を「独立行政法人地域医療機能推進機構法」とし、RFOの名称を「独立行政法人地域医療機能推進機構」（以下「機構」という。）とすること。
- 三 **機構の目的** 機構の目的を、病院等の運営等の業務を行うことにより、いわゆる5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することとすること。
- 四 **業務の範囲**
 - 1 機構は、三の目的を達成するため、病院等の設置及び運営並びにこれに附帯する業務を行うものとする。
 - 2 機構は、病院等を新設してはならないものとする。
- 五 **病院等の譲渡**
 - 1 機構は、病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、譲渡することができるものとする。
 - 2 機構は、1により病院等を譲渡しようとするときは、当該病院等の所在地の都道府県知事及び市区町村長の意見を聴かなければならないものとする。
 - 3 機構は、1により病院等を譲渡することとしたときは、当該病院等を譲渡するまでの間、その運営を当該譲渡の相手方に委託することができるものとする。
- 六 **財源措置の特例** 政府は、機構に対し、緊急の必要がある場合における厚生労働大臣の求めに応じて必要な措置をとる場合を除き、業務の財源に充てるための交付金を交付しないものとする。
- 七 **その他** 機構の役員の数及び任期、施設別財務書類、積立金の処分、地域の実情に応じた運営など、所要の規定を整備すること。
- 八 **附則**
 - 1 **施行期日** この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。（同日までRFOを存続させる）
 - 2 **その他**
 - (1) RFOは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間、厚生年金病院のうち厚生労働大臣が定めるものについて、譲渡の推進に努めるものとする。
 - (2) 機構は、五の3のほか、施行日の前日においてRFOが運営を委託している病院等については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図るためにその者が引き続き運営を行うことが適当であるものとして厚生労働大臣が定めるものに限り、この法律の施行後もなお、その運営をその者に委託することができるものとする。とともに、当該委託に係る病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、当該委託の相手方に譲渡することができるものとする。

年金・健康保険福祉施設整理機構から地域医療機能推進機構への改組のイメージ

年金・健康保険福祉施設整理機構

<目的>

年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、健康保険事業等の適切な財政運営に資すること

<業務>

年金福祉施設等の譲渡、それまでの間の施設の管理・運営

病院等の運営は特例民法法人等に委託（病院職員は特例民法法人等の職員）

<役職員>

理事長、監事2名（非常勤）、理事1名（非常勤）、職員29名

改組

地域医療機能推進機構

<目的>

救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進等に寄与すること

<業務>

病院、介護老人保健施設、看護師養成施設の設置及び運営等 病院等の運営は直営（病院職員は独立行政法人の職員）

<病院等の譲渡>

病院等のうち譲渡後も地域において必要とされる医療機能が確保されるものについては譲渡することができる

<役職員>

理事長、監事2名、常勤理事5名、非常勤理事5名、職員は約2万人前後（推計）

<その他>

- ・ 地域の実情に応じた病院運営
- ・ 緊急事態への対処

「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（議員立法）」の附帯決議

【衆議院厚生労働委員会 委員会決議（平成23年6月10日）】

- 一 独立行政法人地域医療機能推進機構は、病院等の譲渡により得た収益や病院等の運営に必要としない積立金の残額を年金特別会計に納付するよう、新たな機構の中期計画に記載し、公表すること。
- 二 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、新たな機構に改組するまでの間、その設立目的に沿って、社会保険病院等の譲渡に向けた取組を推進すること。また、改組後も、新たな機構はその目的を守りつつ、社会保険病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、可能な限り譲渡に向けた取組に努めること。
- 三 政府は、新たな機構に対し、いわゆる天下りをさせないこと。

【参議院厚生労働委員会 附帯決議（平成23年6月16日）】

- 一 独立行政法人地域医療機能推進機構は、病院等の譲渡により得た収益や病院等の運営に必要としない積立金の残額を年金特別会計に納付することとし、新たな機構の中期計画に記載し、公表すること。
- 二 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、新たな機構に改組するまでの間、その設立目的に沿って、社会保険病院等の譲渡に向けた取組を推進すること。また、新たな機構はその目的を守りつつ、社会保険病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、中期計画に基づいて譲渡すること。
- 三 政府は、新たな機構に対し、その業務の財源に充てるための税や保険料などの国庫を投入しないこと。
- 四 政府は、新たな機構に対し、いわゆる天下りをさせないこと。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）の達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）
第 3 の 1 に規定する厚生労働省の方針を下記のとおり定めたので通知する。

貴職におかれては、社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。）（以下「社会保
険病院等」という。）の譲渡等について、中期目標によるほか、この方針に沿って、地域の医療体制を損なうことのないよう十分に配慮し
て業務を行うよう努められたい。

記

1 機構における譲渡の基本的な考え方

機構における社会保険病院等の譲渡等に当たっては、年金資金等の損失の最小化を図ることに加え、地域の医療体制が損なわれないよ
うに十分に配慮することを基本とすること。

2 厚生労働省における譲渡対象施設の選定

厚生労働省において、地域医療の確保を図る観点に立って、各社会保険病院等が地域医療に果たしている機能を踏まえつつ、その所在
する地域の地方公共団体（以下「所在地方公共団体」という。）の意見を聴取した上で、譲渡対象となる社会保険病院等を選定し、その
名称を機構に通知する。

その際、所在地方公共団体から譲渡を進めるよう要望のあった社会保険病院等については、先行して譲渡を進めることとする。

3 機構における譲渡対象施設の取扱い

機構は、2 の通知のあった社会保険病院等について、譲渡に向けた手続を開始すること。

その際、病院経営の安定性の観点から二以上の社会保険病院等を集団で譲渡することが適当である場合には、その方法により譲渡を進
めて差し支えないこと。

4 社会保険病院等の譲渡の方法

社会保険病院等を譲渡する方法は、次のとおりとすること。

（1）譲渡の相手方について

譲渡の相手方は、地方公共団体、公益性のある法人又は医療法人とすること。

(2) 入札の方法について

入札に当たっては、地域医療の確保を図る観点も踏まえ総合的に判断することとし、地域医療に貢献する運営について所在地方公共団体の意見も聴いた上で、一般競争入札を行うこと。

ただし、借地上にある社会保険病院等について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、一般競争入札によらず随意契約により譲渡すること。また、地方公共団体に運営を委託している社会保険病院については、当該地方公共団体との随意契約により譲渡して差し支えないこと。

(3) 譲渡条件について

社会保険病院等の譲渡後も維持されるべき医療機能を譲渡の条件とするに当たっては、所在地方公共団体の意見も聴きつつ、1に規定する譲渡の基本的な考え方を踏まえて条件を設定すること。

なお、厚生年金病院と連携を図っている保養ホームは、当該厚生年金病院と一体で譲渡すること。

5 所在地方公共団体が譲受けを希望する場合の取扱い

所在地方公共団体から厚生労働省に対して社会保険病院等を譲り受けたい旨の要望があったときは、次のように譲渡すること。

(1) 厚生労働省は、所在地方公共団体が譲受けを要望した社会保険病院等について地域医療の観点から譲渡対象とすることが適当と認められたときは、譲渡対象となる社会保険病院等として選定し、その名称を機構に通知する。

(2) 機構は、当該所在地方公共団体と当該社会保険病院等の譲渡に向けた調整をすること。

(3) 機構は、所在地方公共団体に対して社会保険病院等を譲渡する際には、地域医療の確保を図るために必要な譲渡条件として当該所在地方公共団体との間で合意された譲渡条件を付すこと。

6 その他

機構が社会保険病院等の譲渡等の業務を行うに当たり、この方針に定めのない事項については、1に規定する譲渡の基本的な考え方を踏まえた上で、中期目標で定めるところによること。

社会保険病院(51ヶ所)

(平成23年4月1日現在)

No.	県名	施設名称	老健	看護学校	所在地	開設年月	病床数	委託先
1	北海道	札幌社会保険総合病院			札幌市厚別区厚別中央2条6-2-1	昭22.2	276	(社)全国社会保険協会連合会
2	〃	北海道社会保険病院	○		札幌市豊平区中の島1条8-3-18	昭28.2	358	〃
3	宮城	宮城社会保険病院	○		仙台市太白区中田町字前沖143	昭21.9	200	〃
4	〃	仙台社会保険病院			仙台市青葉区堤町3-16-1	昭27.8	428	〃
5	秋田	秋田社会保険病院	○		能代市緑町5-22	昭20.12	167	〃
6	福島	社会保険二本松病院	○		二本松市成田町1-553	昭27.9	160	〃
7	栃木	宇都宮社会保険病院	○		宇都宮市南高砂町11-17	昭21.8	251	〃
8	群馬	社会保険群馬中央総合病院	○		前橋市紅雲町1-7-13	昭25.4	333	〃
9	埼玉	埼玉社会保険病院	○		さいたま市浦和区北浦和4-9-3	昭23.2	439	〃
10	〃	社会保険大宮総合病院			さいたま市北区盆栽町453	昭20.7	163	〃
11	千葉	社会保険船橋中央病院		○	船橋市海神6-13-10	昭24.6	464	〃
12	〃	千葉社会保険病院	○		千葉市中央区仁戸名町682	昭26.4	200	〃
13	東京	社会保険中央総合病院		○	新宿区百人町3-22-1	昭22.11	418	〃
14	〃	社会保険蒲田総合病院			大田区南蒲田2-19-2	昭24.4	230	〃
15	〃	城東社会保険病院	○		江東区亀戸9-13-1	昭29.6	130	〃
16	神奈川	社会保険横浜中央病院		○	横浜市中区山下町268	昭23.3	306	〃
17	〃	川崎社会保険病院	○		川崎市川崎区田町2-9-1	昭23.10	308	〃
18	〃	社会保険相模野病院			相模原市淵野辺1-2-30	昭35.4	173	〃
19	富山	社会保険高岡病院			高岡市伏木古府元町8-5	昭22.9	199	〃
20	石川	金沢社会保険病院	○		金沢市沖町ハ-15	昭22.4	250	〃
21	福井	福井社会保険病院	○		勝山市長山町2-6-21	昭21.4	199	〃
22	〃	社会保険高浜病院	○		大飯郡高浜町宮崎87-14-2	昭24.4	115	〃
23	山梨	社会保険山梨病院			甲府市朝日3-8-31	昭22.5	194	〃
24	〃	社会保険鵜沢病院	○		南巨摩郡富士川町鵜沢340-1	昭21.5	158	〃
25	岐阜	岐阜社会保険病院	○		可児市土田1221-5	昭21.5	250	〃

26	静岡	社会保険桜ヶ丘総合病院			静岡市清水区桜が丘町13-23	昭23.6	199	〃
27	〃	三島社会保険病院	○		三島市谷田字藤久保2276	昭21.1	163	〃
28	愛知	社会保険中京病院	○	○	名古屋市南区三条1-1-10	昭22.12	663	〃
29	三重	四日市社会保険病院	○		四日市市羽津山町10-8	昭20.6	235	〃
30	滋賀	社会保険滋賀病院	○		大津市富士見台16-1	昭28.5	325	〃
31	京都	社会保険京都病院			京都市北区小山下総町27	昭21.7	322	〃
32	兵庫	社会保険神戸中央病院	○	○	神戸市北区惣山町2-1-1	昭23.7	424	〃
33	奈良	奈良社会保険病院			大和郡山市朝日町1-62	昭21.6	253	〃
34	山口	総合病院社会保険徳山中央病院	○		周南市孝田町1-1	昭21.4	494	〃
35	〃	社会保険下関厚生病院	○		下関市新地町3-3-8	昭25.2	315	〃
36	徳島	健康保険鳴門病院		○	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	昭28.4	307	〃
37	香川	社会保険栗林病院			高松市栗林町3-5-9	昭20.10	271	〃
38	愛媛	宇和島社会保険病院	○		宇和島市賀古町2-1-37	昭23.4	199	〃
39	福岡	健康保険直方中央病院			直方市大字感田523-5	昭23.5	195	〃
40	〃	社会保険久留米第一病院	○		久留米市櫛原町21	昭21.2	195	〃
41	佐賀	佐賀社会保険病院	○		佐賀市兵庫南3-8-1	昭21.2	160	〃
42	〃	社会保険浦之崎病院			伊万里市山代町立岩417	昭21.4	112	〃
43	長崎	健康保険諫早総合病院			諫早市永昌東町24-1	昭28.3	333	〃
44	熊本	健康保険人吉総合病院			人吉市老神町35	昭22.5	274	〃
45	〃	健康保険天草中央総合病院	○		天草市東町101	昭21.11	174	〃
46	〃	健康保険八代総合病院			八代市松江城町2-26	昭23.4	344	〃
47	大分	健康保険南海病院	○		佐伯市常磐西町11-20	昭22.10	260	〃
48	宮崎	社会保険宮崎江南病院	○		宮崎市大坪西1-2-1	昭30.11	269	〃
49	東京	東京北社会保険病院	○		北区赤羽台4-17-56	平16.4	280	(公社)地域医療振興協会
50	和歌山	社会保険紀南病院		○	田辺市新庄町46-70	昭20.12	356	公立紀南病院組合
51	福岡	社会保険小倉記念病院			北九州市小倉北区浅野3-2-1	昭23.1	658	(財)平成紫川会
合 計							14,149	

厚生年金病院一覽

(平成23年4月1日現在)

No.	県名	施設名称	保養ホーム	看護学校	所在地	開設年月	病床数	委託先
1	北海道	登別厚生年金病院			登別市登別温泉町133	昭21. 6	242	(財)厚生年金事業振興団
2	宮城	東北厚生年金病院			仙台市宮城野区福室1-12-1	昭48. 3	466	(社)全国社会保険協会連合会
3	東京	東京厚生年金病院		○	新宿区津久戸町5-1	昭27.10	520	(財)厚生年金事業振興団
4	神奈川	湯河原厚生年金病院	○		足柄下郡湯河原町宮上438	昭21. 2	301	〃
5	大阪	大阪厚生年金病院		○	大阪市福島区福島4-2-78	昭27.10	565	〃
6	〃	星ヶ丘厚生年金病院		○	枚方市星丘4-8-1	昭43. 1	580	(社)全国社会保険協会連合会
7	島根	玉造厚生年金病院	○		松江市玉湯町湯町1-2	昭20.11	301	(財)厚生年金事業振興団
8	高知	厚生年金高知 リハビリテーション病院			高知市神田317-12	昭50. 5	165	(社)全国社会保険協会連合会
9	福岡	九州厚生年金病院			北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	昭30. 3	575	(財)厚生年金事業振興団
10	大分	湯布院厚生年金病院	○		由布市湯布院町川南252	昭37.10	291	〃
合 計							4,006	

年金局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当者	内線
年金制度改革について(1~21)	年金課	岡部補佐	3338
国民年金保険料の収納への協力について、税制改正(扶養控除廃止)に伴う国民年金保険料免除基準等の改正について(23~27)	事業管理課	青木専門官	3666
ねんきんネットについて(28~35)	事業企画課	浅岡補佐	3619
社会保険病院及び厚生年金病院について(37~46)	事業企画課社会保険病院等対策室	石川室長	3623